

「(仮称) 町田市新たな学校づくり推進計画」の検討状況について

1 計画策定の目的

町田市の未来の子ども達により良い教育環境をつくり、充実した学校教育の実現に向けて、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決し、適正規模・適正配置の推進を契機とした新たな学校づくりを計画的に推進すること。

2 「(仮称) 町田市新たな学校づくり推進計画」の構成案

(1) 今後の町田市立学校を取り巻く環境変化

- ①町田市立小・中学校の児童・生徒数の推移と将来推計について
- ②町田市立小・中学校施設の老朽化について
- ③子どもたちが社会から期待される資質・能力について
- ④特別支援教育の環境整備について
- ⑤ICTを活用した教育活動の推進について
- ⑥学校を支えるチーム体制の推進について
- ⑦地域の核となる学校づくりの推進について ★別紙 1 参照

(2) 計画の概要

(3) 町田市立学校の新たな学校づくりの基本的な考え方 ★別紙 2 参照

適正規模・適正配置の推進を契機とした新たな学校づくりを進めるためには、今後の町田市立学校における学校教育、放課後活動、市民生活のあり方を見据えた一貫した基本理念・基本方針を定め、学校統廃合時の改築または他の公共施設との複合化時における改築を進める必要があります。

そこで、その基本理念及び基本方針や今後の町田市立学校に必要な施設機能などを定める「町田市立学校の新たな学校づくりの基本的な考え方」を審議会及び「町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会」で調査審議のうえ、推進計画に位置づけます。

(4) 町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方 ※2019 年度策定済

(5) 町田市立学校の新たな通学区域

2 審議会の審議スケジュール

	新たな通学区域	新たな学校づくりのあり方
10月～1月	第4回～第11回審議会 【検討事項】 新たな通学区域及び学校の位置	新たな学校づくりのあり方検討部会 (検討期間) 2020年7月～2021年1月 【主な検討事項】 ①新たな学校づくりの基本理念 ②新たな学校づくりの基本方針 ③学校施設機能のあり方 ※学校開放のあり方・複合化のあり方含む
2月	第12回審議会 【検討事項】 ①新たな学校づくりのあり方検討部会 検討結果報告 ②答申案の検討 ※(仮称)町田市新たな学校づくり推進計画	
3月	第13回審議会 【検討事項】 答申案の検討・決定	
2021年度 4月	審議会答申 「(仮称)町田市新たな学校づくり推進計画」答申	

3 「地域の核となる学校づくり」に向けた検討課題

(1) 学校開放

① 学校開放とは

学校が有する体育館、運動場その他の諸室の貸出を行うこと。

② 学校開放の特徴（公共施設の配置の視点から）

ア メリット

学校が有する施設機能を地域に開放することで、新たな公共施設等を建設することなく地域が活動する場を用意することができる。

イ デメリット

授業や放課後活動（例：学童保育、放課後子ども教室「まちとも」、部活動）で、学校開放の対象となる施設機能を利用する時間帯に学校開放することが困難。

② 学校開放の検討課題

ア 学校開放における開放の範囲（どの施設機能を地域に開放するか）

（例）体育館、運動場、特別教室（音楽室・家庭科室など）、多目的室（ランチルームなど）

イ 学校開放を行う施設機能の配置計画

学校の防犯（不審者の侵入防止、児童・生徒の荷物の盗難防止）のために、普通教室などの区画（または棟）と学校開放を行う区画をどのように区分するか検討する必要がある。

ウ 学校開放対象となる施設機能の管理運営のあり方

(2) 他の公共施設等の複合化

① 学校における公共施設等の複合化とは

ア 学校の余裕教室を他の公共施設等に転用すること。

※学童保育クラブ、デイサービスセンターの複合化を一部の学校で実施済

※今後、学校統廃合時に建設する学校においても余裕教室が生じるため、当該教室も転用可能

イ 学校敷地内において、町田市立学校以外の公共施設や民間施設を建築または校舎と合築すること。

② 複合化の特徴（公共施設の配置の視点から）

ア メリット

・余裕教室を転用することで、新たな公共施設を建設することなく公共施設等の整備ができる。

・余裕教室の転用や学校内における建築（合築）によって、これまで公共施設を配置していた用地を他の用途に転用できる。

イ デメリット

・学校敷地面積が小さい学校に移転建築（合築）する場合、校舎・運動場・体育館等の学校施設の面積が減少し、教育活動に支障が出る可能性がある。

③ 複合化の検討課題

ア 複合化（建築・合築）することができる学校の確保

複合化（建築・合築）を検討する場合において、学校敷地面積が小さい学校において他の公共施設との複合化を検討するかどうか検討する必要がある。

イ 用途地域

都市計画法上で定められた用途地域において、学校以外の公共施設を建設できない場合がある。

また、高さの制限や日影規制などの理由により、必要な施設面積を確保できない場合があることから、定められた法的要件にどのように対応するか検討する必要がある。

ウ 他の公共施設に転用しやすい設計 ※町田第一中学校で実施済

新たに建築する学校において余裕教室が生じた場合にも他の公共施設に転用しやすい設計とする。

7 地域の核となる学校づくりの推進について

町田市立学校では、教育活動の支援や地域と保護者、教職員との連絡調整を行う「学校支援地域理事」や「学校支援ボランティア」による学校支援活動に代表されるように、教育活動における地域との連携・協力が不可欠なものとなっています。

また町田市立学校は、放課後子ども教室「まちとも」の実施や学童保育クラブの学校敷地内への整備によって、子ども達の放課後の居場所としての役割を果たしています。

加えて、町田市立学校の多くが町田市地域防災計画に基づく避難施設に位置づけられ、市民の防災拠点であるとともに、学校施設の開放などによって町田市立学校が地域活動やスポーツ活動にも活用されており、市民生活の拠点としての役割も果たしています。

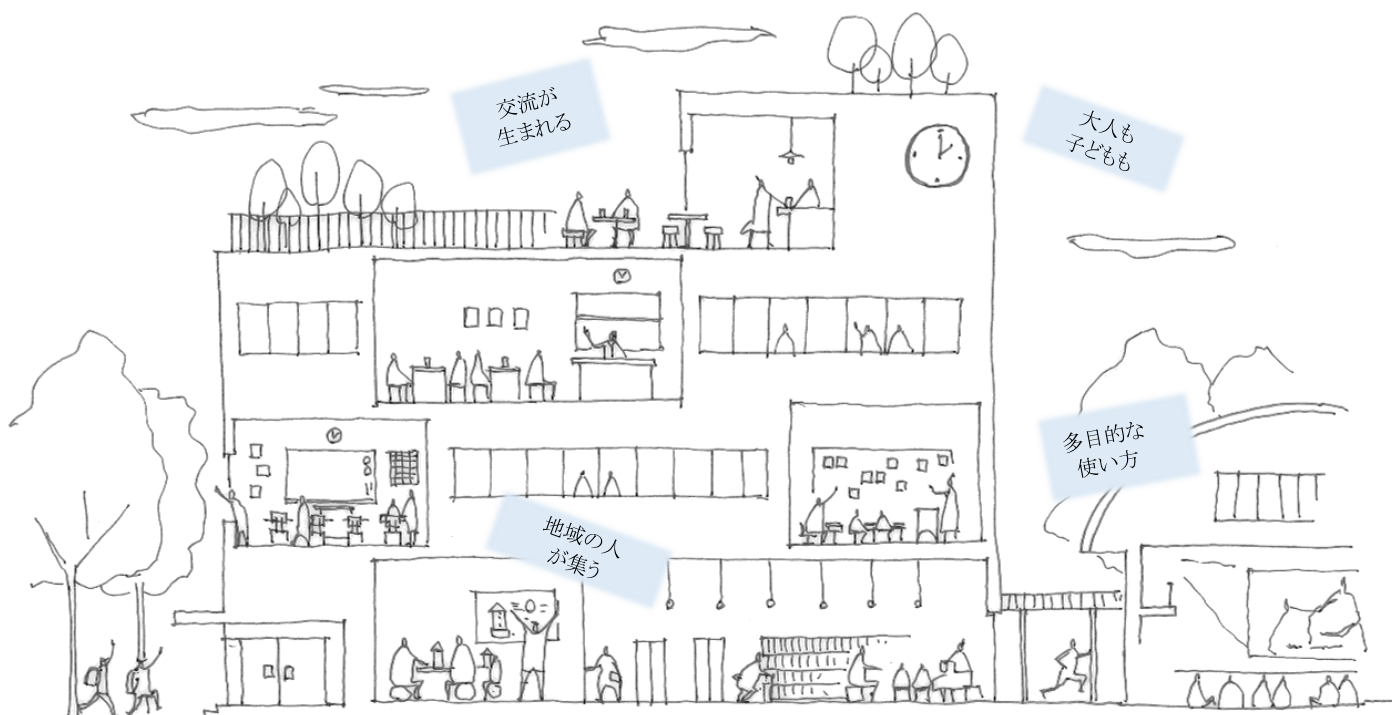
今後、町田市では 2021 年度から、学校と地域の連携をさらに強化するために、学校支援地域理事を設置しているスクールボード校（全校）にコミュニティ・スクールを導入します。

また、同じく 2021 年度には、2017 年度から開始した放課後子ども教室「まちとも」が町田市立小学校全校で実施されるとともに、学童保育クラブに小学校 4 年生から 6 年生の児童も入会できるようになり、町田市立小学校の放課後活動の役割がさらに強化されます。

そして、2018 年 6 月に策定した「町田市公共施設再編計画」では、町田市立学校に対して、さらに地域に開放して異なる機能を持たせる多機能化や、他の公共施設との複合化によって、多様な人々が交流し活動する場を創出し、愛着ある地域拠点施設となることが期待されています。

町田の未来の子ども達により良い教育環境を整備するだけでなく、多様な人々が学校につどい、教育活動への支援や放課後活動、地域活動その他の市民活動を通じて、市民が交流し活動する地域の核となるような新たな学校づくりを推進する必要があります。

（参考）町田市公共施設再編計画における町田市立学校のイメージ



「(仮称) 町田市立学校の新たな学校づくりの基本的な考え方」の構成 (案)

1 策定の目的

適正規模・適正配置を契機とした新たな学校づくり(学校改築)を進めるうえで、今後の学校教育、市民活動、放課後活動のあり方を見据えた新たな学校づくりの基本的な考え方(以下「基本的な考え方」)を定め、学校統廃合時の改築または他の公共施設との複合化時における改築について、一貫した基本理念・基本方針のもとに進めること。

2 基本的な考え方の構成 (案)

(1) これからの学校に期待される役割

学校教育の目的及び目標(子ども達が学校で学ぶ意味)とこれまで学校に期待されてきた役割を踏まえて、これからの学校に期待される役割を整理して表します。

- ① 学校教育の目的及び目標について
- ② 学校施設機能のあり方に関する国の動向について
- ③ 町田市立学校の新築・改築時における基本方針等について
- ④ 町田市公共施設再編計画において学校に期待される役割について

(2) 町田市立学校の新たな学校づくり基本理念

(1)で整理した役割を踏まえて、町田市立学校を改築するにあたって、どのような学校づくりをするのか、その基本理念を表します。

- ① 教育環境づくりの基本理念
- ② 市民生活の拠点づくりの基本理念
- ③ 放課後活動の拠点づくりの基本理念

(3) 町田市立学校の新たな学校づくり基本方針

(1)で整理した役割や(2)で表した基本理念の実現に向けて、学校施設環境を整備するうえで何を重視するのか、その基本方針を表します。

(キーワード例)

将来の環境変化に対応することができる柔軟性のある環境整備

ライフサイクルコストを低減できる環境整備

バリアフリー、ユニバーサルデザインを重視した環境整備

(4) 町田市立学校の施設機能

町田市立学校の今後の学校教育の拠点、市民生活の拠点、放課後活動の拠点としてのあり方を見据えた諸室(例:普通教室、特別教室、職員室など)や体育館などの標準的な施設機能のあり方を表します。

(5) 学校施設の地域開放・複合化

学校施設を地域開放・複合化するにあたっての諸室配置のあり方や管理運営のあり方を表します。

(6) 町田市立学校の標準的な施設構成及び規模の考え方

(4)で表した施設機能について、普通教室の面積を単位とした標準的な面積を定めます。